

事前評価調書

I 事業概要																																							
事業名	農業農村整備事業（地盤沈下対策事業）																																						
地区名	しかむらちゅうりゅう 四ヶ村中流地区																																						
事業箇所	あま市七宝町遠島																																						
事業のあらまし	<p>本地域はあま市の中央部に位置し、ゼロメートル地帯に属する都市近郊の低平地である。</p> <p>本地区の排水路は、地盤沈下対策事業として整備されたが、事業完了から約40年が経過している。隣接する家屋や拡幅された道路の影響による水路壁の変状が進行していることから、構造体の耐力が限界に達しつつあり、水路本体の倒壊により地区の排水機能に支障を及ぼす恐れがある。</p> <p>このため、本事業により排水路を改修することで湛水被害を防止し、農業経営の安定と地域住民の暮らしの安全確保を図る。</p>																																						
事業目標	<p>【達成（主要）目標】</p> <p>排水路を改修し、農地・農業用施設及び公共施設等の湛水被害を防止する。</p> <p>（基準雨量：341mm/3日、1/20年確率雨量）</p>																																						
事業費	事業費		内訳																																				
	2.9億円		■工事費 2.4億円、■用補費 0.1億円、■その他 0.4億円																																				
事業期間	採択予定年度	2021年度	着工予定年度	2022年度	完成予定年度	2024年度																																	
事業内容	排水路 0.4km																																						
II 評価																																							
①事業の必要性	1) 必要性	<p>当該排水路を現地調査の結果、隣接する家屋や拡幅された道路の影響による水路壁の変状が進行しており、構造体の耐力が限界に達しつつあることから、水路本体の倒壊により排水機能に支障が生じ、周辺の農地や民家等に湛水被害を及ぼす恐れが生じている。</p> <p>このため、早急に排水施設を更新し、地域の湛水被害を未然に防止する必要がある。</p>																																					
	判定	A	<p>A：現状の課題又は将来の予測から事業の必要性がある。</p> <p>B：現状の課題又は将来の予測が十分把握されていない。</p> <p>【理由】</p> <p>現地調査の結果、水路壁の変状状況により構造体の耐力が限界に達しつつあることが判明しており、施設を速やかに更新し、排水能力を維持する必要がある。</p>																																				
②事業の実効性	1) 事業計画	<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2"></th> <th>2021</th> <th>2022</th> <th>2023</th> <th>2024</th> <th>合計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">工種 区分</td> <td>調査・設計</td> <td>←→</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>用地補償</td> <td></td> <td>←→</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>工事 ・排水路工</td> <td></td> <td>←→</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="2">事業費(億円)</td> <td colspan="4">2.9</td> <td>2.9</td> </tr> </tbody> </table>							2021	2022	2023	2024	合計	工種 区分	調査・設計	←→					用地補償		←→				工事 ・排水路工		←→				事業費(億円)		2.9				2.9
			2021	2022	2023	2024	合計																																
	工種 区分	調査・設計	←→																																				
用地補償			←→																																				
工事 ・排水路工			←→																																				
事業費(億円)		2.9				2.9																																	
2) 地元の合意形成	土地改良法に基づく地元申請の事業であり、地元の合意形成は図られている。																																						
判定	A	<p>A：事業計画の実効性が期待できる。</p> <p>B：事業計画の実効性が期待できない。</p> <p>【理由】</p> <p>地元の合意形成が図られており、実行性が期待できる。</p>																																					
III 対応方針																																							

事業実施が妥当である。	事業実施が妥当である。：上記①及び②の評価がすべてA判定であるもの。 事業実施は妥当でない。：上記以外のもの。
IV 事後評価実施の有無と主な評価内容	
<p>■対象（事業完了後5年目） □対象外</p> <p>【事業完了後5年を越えて実施する理由・対象外の理由】</p> <p>—</p> <p>【主な評価内容】</p> <p>事業後の湛水被害の有無を確認</p> <p>※事業完了後5年以内に計画規模と同等の降雨が発生した場合、その降雨により評価する。事業完了後5年以内に計画規模と同等の降雨が発生しなかった場合は、事業完了後5年間の最大規模の降雨により評価する。</p>	